令和９・１０年度　小規模修繕契約希望者登録制度要領

由利本荘市総務部契約検査課

市内中小事業者の受注機会の拡大を図るため、市が発注する内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であることが認められる１件の金額が１００万円を超えない小規模修繕の契約にかかる事業者の登録を実施する。

１．資格要件

由利本荘市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人で、由利本荘市入札参加資格審査申請を提出していない者（建設業の許可の有無、経営組織及び作業員数等は問わない）。ただし、次に該当する者を除く。

①成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者

②申請者又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

③税金等を滞納している者

④希望する工種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

２．登録できる修繕の種類

由利本荘市小規模修繕契約希望者登録申請書のとおり

※ 登録を希望する修繕は、自ら施工できる業種とする

３．受付期間・時間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１３日（水）まで

（土・日曜日・祝日を除く　午前９時～正午、午後１時～午後５時）

※ 上記定期申請期間経過後も随時受付をするが、令和９年４月１日以降に受付した場合の有効期間は登録完了日からとする。

４．提出書類

①由利本荘市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第１号）

②希望する業種を履行するために必要な資格証、許可証等の写し

③法人の場合：市税の完納証明書・登記事項証明書（発行３ヵ月以内）

個人の場合：市税の完納証明書・住民票の写し（発行３ヵ月以内）

※ 建設業許可を取得している方は許可証の写しを提出すること

５．提出方法

持参または郵送

６．有効期限

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

※ ただし、有効期間中に適格でないと認められた場合は、登録抹消となる場合あり

７．申請書記載事項の変更

申請書提出後に申請事項について変更があった場合は、速やかに「由利本荘市小規模修繕契約希望者登録事項変更届」（様式第２号）を提出すること。

８．申請書配布、提出場所（問い合わせ先）

由利本荘市役所　総務部契約検査課（広域行政センター３階）

〒015-8501　秋田県由利本荘市尾崎１７番地

ＴＥＬ：０１８４－２４－６２２２

ＦＡＸ：０１８４－２４－６３４７

※ 申請書はホームページからダウンロード可能

９．登録者の取り扱い

審査の結果、認定された事業者を由利本荘市小規模修繕契約希望者登録名簿に登載の上、庁内に公開し、発注課へ積極的な活用を促す。（ただし、発注や見積依頼を約束するものではない。）

※小規模修繕の種類及び具体的例示

番号	希望する修繕の種類	具体的例示
１	土木一式・土工	道路（側溝等）、水路（護岸等）の修繕、土工
２	建築一式・大工	建物の修繕、大工、型枠、造作等
３	左官・タイル・石	左官、タイル、モルタル、吹き付け、石積み等
４	屋根・板金・瓦	板金加工、建築板金、トタン屋根、スレート、瓦等
５	電気	電気設備、照明設備等
６	管	空調設備、給排水、給湯設備、衛生設備、ガス・灯油配管等
７	金属製工作物	鉄骨、門扉、フェンス、グレーチング、金属製工作物の溶接等
８	ガラス・金属製建具	ガラス、サッシ、シャッター、防火戸等
９	塗装	塗装
１０	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水等
１１	内装	天井・床仕上げ、壁張り、カーペット、カーテン・ブラインド等
１２	木製建具・家具関係	木製建具（障子・ふすま）、木製家具等
１３	畳	畳
１４	その他（　　）	